

# 神戸産の県認証食品認知度向上等支援事業実施要領

## 第1 事業の目的

神戸産の県認証食品の認知度向上や生産・販売活動等への支援を行うことにより、都市と農業が近接する神戸地域の強みを生かし、神戸産農産物等の更なるブランド化を進めるとともに生産振興を図る。

## 第2 事業の内容等

### 1 事業内容

- (1) 認証食品の認知度向上・販路拡大
- (2) 認証食品生産力強化支援

### 2 事業実施基準

具体的な補助率及び実施基準は別表に掲げるとおりとする。

## 第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、食の安全安心と食育に関する条例（平成18年兵庫県条例第20号）第13条第1項の規定に基づき認証された食品の生産者・製造者

## 第4 事業の実施

- 1 事業実施主体は、本事業を実施しようとする場合、事業実施計画書（様式1号）を神戸県民センター長（以下「センター長」という。）に提出するものとする。
- 2 センター長は、事業実施主体から提出された事業実施計画書を審査し、相当と認められる場合はこれを承認するものとする。
- 3 助成事務については、神戸県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき事務処理を行うものとする。
- 4 事業の変更及び実績報告については、交付要綱第7条及び第11条に規定する手続きにより行うものとする。

## 第5 助成

センター長は、第2に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において助成するものとする。

## 第6 助言・指導

センター長は、本事業が円滑に推進できるよう、事業実施主体への助言・指導を適切に行うものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

別表（実施要領第2関係）

<p>1 事業実施基準</p>	<p>(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本事業の補助の対象外とする。</p> <p>(2) 当該事業に要する経費のうち、「備品購入費（10万円以上のもの）」「事業実施主体構成員への手当」については補助の対象外とする。</p>
<p>2 補助事業の対象となる経費</p>	<p>(1) 認証食品の認知度向上・販路拡大 商品PR・魅力発信のためのチラシ作成、認知度向上のための商品包装材の作成及び販路拡大のための商談会等への参加、インターネット通販等への出展等に要する経費のうち神戸県民センター長が認めるもの。</p> <p>(2) 認証食品生産力強化支援 栽培技術向上研修会等開催、講習会参加、GAP等の取得及び新たな栽培技術等導入、安定生産・品質向上等に必要な資材等の導入等に要する経費のうち神戸県民センター長が認めるもの。</p>
<p>3 補助率</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>4 補助金の額</p>	<p>1事業実施主体あたり25万円以内（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。）</p>